

項 目	産業用、業務用、医療用の電気用品について
<p>1 内容</p> <p>産業用、業務用、医療用として製造・輸入、販売している機器については、他法律で規制されているものもあり、電気用品安全法の規制対象とならないと考えて良いか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>電気用品安全法の規制対象となるかは、産業用、業務用、医療用等の用途によらず、電気用品安全法施行令の別表第1、別表第2で規定された電気用品名、電氣的仕様（定格消費電力等）の範囲内であれば「電気用品」に該当する。</p> <p>なお、電気用品によっては、「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」等の場合に非対象となるものもあるため、個別の電気用品毎に対象・非対象を判断してください。</p>	